

納税環境整備に関する専門家会合（第5回）議事録

日 時：令和3年6月15日（火）15時00分

場 所：WEB会議（財務省第1会議室を含む）

○岡村座長

時間となりましたので、ただいまから「納税環境整備に関する専門家会合」の第5回を開会いたします。

今回も委員の皆様方の御理解、御協力をいただき、オンラインを利用した会議とさせていただきます。

本日の出席者一覧は、お手元にお配りさせていただいております配席図を御確認ください。

会議の途中でパソコン操作などに支障が生じましたら、事務局を呼んでいただくか、あらかじめお伝えしております事務局の電話番号に御連絡をいただければ、対応させていただきます。

本日の専門家会合は、昨年秋に第4回まで開催し、「ウィズコロナ時代の税務手続の電子化」や「事業者の適正申告の確保」、「記帳水準の向上」などの論点について委員の皆様の間で活発に御議論をいただきました。

その内容については、11月の政府税制調査委員会総会で私から報告するとともに、引き続き専門家会合での議論を継続するとの方針が確認されたところであります。

また、昨年12月に取りまとめられた与党税制改正大綱においても、記帳水準の向上や電子帳簿の信頼性の確保に受けて引き続き検討を行うとされたところです。

こうした状況も踏まえまして、本日、第5回会合を開催する運びとなりました。

それでは、申し訳ありませんが、ここでカメラの皆様は御退席をお願いします。

（報道関係者退室）

○岡村座長

それでは、議題に入りたいと思います。

本日は、まず事務局から、記帳水準の向上に関する議論の方向性や、それに関する令和3年度税制改正について御説明をいただき、その後、民間における記帳指導やフリーランスにおける記帳の現状と課題についてヒアリングを実施したいと思います。

本日は、全国青色申告会総連合から伊藤升吾税制政策委員長に、一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会から平田麻莉代表理事にそれぞれおいでいただきました。両団体からは、順次御説明をいただきたいと思います。

それでは、まずは記帳水準の向上に関する議論の方向性と令和3年度における電子帳簿保存法の改正内容について事務局より説明をお願いします。資料は「実5-1」になります。

財務省税制第一課、中島企画官、よろしく申し上げます。

○中島主税局税制第一課企画官

それでは、先ほど座長から御紹介いただいたとおり、資料「実5-1」に沿って、御説明申し上げます。

資料は3部構成になっており、第1部では2020年の第4回までの専門家会合でお取り上げいただいた資料のうち、幾つかポイントを絞って御説明いたします。そして、第2部では令和3年度税制改正において電子帳簿保存法について抜本的な見直しが行われましたので、その概要について御説明いたします。その上で、第3部として、今後の記帳水準向上に向けて議論の素材として御用意させていただいた部分について御紹介申し上げます。

以上の3部構成に沿って、まず資料の3ページ「個人事業者の動向」をお開きください。自営業主数の折れ線グラフのとおり、個人事業者が全体として減少傾向にあります。その内訳を見ますと、いわゆる小売・卸売店主、農林漁業従事者といった伝統的な自営業者が減少している一方で、フリーランス、ギグワーカーと言われる方々のウエイトは増加する傾向にあります。

4ページの「事業者の記帳水準に係る概況」ですが、伝統的自営業者の会計ソフトの利用は依然として少なく、手書き帳簿も存在している。また、経理事務を1人で行うような場合も多い。また、フリーランス、ギグワーカーの方々は増加傾向にありますが、日常的な記帳義務の履行度合いは不明なところも多いということで、本日、フリーランス協会様からヒアリングをさせていただきたいと思っております。

5ページは事業収入別の個人事業者の申告状況です。個人事業者の6割が青色申告、残りが白色申告といった中で、複式簿記ではない簡易簿記あるいは現金主義によって記帳している方が青色申告の中で半分程度、全体で3割程度おります。また、白色申告の大半の方は事業収入1,000万円以下の小規模の事業者ですが、中には大規模な事業者でも依然として白色申告の方が存在するといった状況です。

6ページは年齢別の個人事業者の申告状況です。個人事業者全体が高齢化していく中で、約半分程度、高齢の事業者がおります。一方で、若年層、20代の方でも白色申告の方が半分以上存在する中で、それぞれについてどのような形で記帳を進めていくか、そうした御議論がなされました。

7ページは個人事業者の記帳の概況ですが、税務調査において把握されたところに基づきますと、年々記帳不備と指摘される割合は高まっており、白色申告者では7割を超える状況です。白色申告では特に資産項目の移動が記帳されておりませんので申告漏れが生ずる可能性が高い。一方で、青色申告は資産項目、貸借科目が記帳されているので、納税者にとっても申告漏れの防止につながるメリットがあるところです。

8ページ目は、日本商工会議所様から2020年10月の専門家会合で御紹介いただいた資料です。特にコロナ禍において、様々な資金繰り支援を受ける場面において帳簿の未整備等により申請困難な事業者から多く相談が寄せられといったご説明がありまし

た。

一方で、記帳をしていたことで助かったといったことがあります。例えば、金融機関に対してタイムリーに様々な決算関係のデータを出すことができ、融資相談をスムーズに行うことができた。あるいは経理を行う上で様々な会計ソフトや会計アプリを使うことで省力化できたというご説明がありました。

9ページは、「クラウド会計ソフト導入による中小企業のDXの事例」ですが、従来の記帳業務の例として挙げられている老舗のお豆腐屋さんのケースです。年間750時間ほど経理の事務処理に時間を投下していたところ、クラウド会計の導入によって年間150時間に短縮することができたといったものでした。

10ページですが、2020年の専門家会合で頂戴しました主な意見を列挙しています。一番目は、様々な給付金の支給場面で記帳を正確にしているか、会計状況をいかに的確に示しているかが問題となった。実態をきちんと証明できるような帳簿組織になっているということが重要。

二番目では、クラウド会計ソフトの発達で、比較的簡単に記帳できる中で、もはや記帳が手間だということを言い訳にできない状況になっているのではないかと。

三番目は、正規簿記による青色申告に個人事業者を相当程度誘導するような制度改正、義務化が必要なのではないかと。

四番目、必要経費については、概算の必要経費水準を決めて、それを超える必要経費について帳簿によって証明するといった手続法のみならず実体法についても切り込みをしていくべきではないかと。

五番目は、法人の99パーセント以上が青色申告しているといった中で、例えば租税特別措置法の優遇の要件が青色申告にとどまるのは恐らく現状に合っていない。

以上を踏まえて六番目は、今後の道行きについてロードマップを作成し計画的に取り組を進めていくことが重要ということで、引き続き今回、専門家会合を開催させていただき運びとなっています。

それから、今後の主な論点としまして、まず11ページは国税における税務手続の電子化についてですが、本日は記帳の部分についてポイントを絞って申します。

今後の主な論点ですが、電帳法の要件を満たす信頼性の高い記帳を推進していく一方で、ギグワーカー等の増加に鑑みて、低コストの電子記帳の利用可能性を考える必要があるのではないかと。それから、領収書等を保存しておく制度、スキャナ保存制度について紙原本によるチェックを極力縮小していきながら、代替となる改ざん抑止措置を検討すべき。こうした方向性にのっとなって、後ほど御説明いたします令和3年度税制改正に反映させていただいていたところです。

一方、今後の議論としましては12ページですが、事業者の適正申告の確保、記帳水準の向上につきまして、主な論点のところだけ御紹介します。個人事業者全体の記帳水準について、ICT等の活用を通じてどのように底上げを図っていくか。それから、特に

白色申告あるいは簡易・現金主義となっている低い記帳水準の個人事業者の方をいかに上位の記帳水準に促していくか。中長期的な記帳・帳簿書類保存制度のあり方を検討していくといったことで、こちらについては今後の御議論の論点といったところでございます。

以上、前回までの専門家会合の内容でございました。

続きまして、13ページ以降では、令和3年度税制改正における電子帳簿保存法の改正内容について御説明申し上げます。

14ページをお開きください。令和3年度税制改正におきましては、電子帳簿等保存制度の抜本的な簡素化が行われました。総勘定元帳、仕訳帳といった帳簿等についての保存制度や、請求書、領収書といった証憑類の保存制度についての改正の二つのパートに分かれています。

まず電子帳簿等保存制度ですが、改正前は税務署長の事前承認が必要で、さらに検索機能や訂正削除履歴を備えた信頼性の高いシステムしか認められておらず、それ以外の低コストなクラウド会計ソフト等については、記帳した後、紙を打ち出して保存しておくといった制度になっていました。

その点につきまして、令和3年度税制改正では、まず事前承認を廃止。それから、正規の簿記の原則に従って記帳されるものに限りませんが、モニター、説明書の備付けといった最低限の要件を満たす電子帳簿を電子データのまま保存することを可能とする。一方で、現行の信頼性の高い電子帳簿については、優良な電子帳簿と位置付けてインセンティブにより差別化。具体的に申しますと、過少申告加算税を5パーセント軽減することによって、それ以外の電子帳簿との差別化を図るといった内容です。

それから、請求書、領収書について電子データで保存しておく場合のお話ですが、改正前に書面をスキャナ画像にして保存しておく場合では、税務署長の事前承認が必要でした。また、その書面とスキャナ画像の同一性を確認するために紙原本を見て確認するといった要件がありましたが、その処理などに事務の方が出勤しなければいけないといった状況が生じていました。

次に、取引先から領収書、請求書をそのまま電子データで保存しておくといった場合については、高度な検索機能を確保できず、その場合は紙で保存しておくといった仕組みになっていました。

改正後では、まずスキャナ保存についての事前承認は廃止。また、紙原本による確認は不要とすることで、スキャン後直ちに紙の原本の廃棄を可能としてスキャナ保存の使い勝手をよくする一方で、実際に不正が把握されたときに重加算税を10パーセント加算することで不正行為を抑止していくといった内容となっています。

続きまして、15ページですが、こちらは今御紹介申し上げました電子帳簿等保存制度についての改正の考え方ですが、平成10年度に創設されました電子帳簿等保存制度ですが、直近まで累計20万件程度の利用に留まっており、特に中小企業、個人事業者の

利用は低調という状況。その一方で、実態としては、個人事業者も含めた中小事業者でも多くは経理事務においてパソコンを利用しているにもかかわらず、電子帳簿保存法の要件を満たすことができなくて、結局、印刷して紙で保存しているというのが実態でした。言い換えれば、要件を満たさない「電子帳簿も電子的に作成された紙の帳簿」として存在しているといった事情にあったわけです。

事業者サイドから、昨今の感染症防止対策の観点からデジタル化の機運が高まる中で、電子帳簿保存法の要件の抜本的な見直しを求める声がありました。

また、執行面においても、現状において多く見られる「電子的に作成された紙の帳簿」が不正防止の点で有効に機能しているわけでもなく、それが電子データのまま保存されたとしても現状と比べて大きな支障が生ずることはない。その一方で現状個人事業者の7割が簡易簿記や白色申告であり、電子帳簿保存のハードルが下がることで、それらの者が手間暇かけずに正規簿記に移行していくことのほうがむしろ記帳水準の向上の観点からメリットがあるのではないかと。

その上で、事後検証可能性の高い現行の電子帳簿については、他の電子帳簿との差別化を図り、その普及を進めていくとともに、今後、中期的に記帳水準の向上に取り組んでいくことが適正執行の確保につながるのではないかと考えた考え方でございます。

その電子帳簿等保存制度の見直しを図示したのが16ページです。改正前では訂正履歴機能等を備えた帳簿データだけが電子帳簿で、訂正履歴機能等を備えていない帳簿データは紙帳簿として保存するといった建付けになっていました。それが改正後では、要件の大幅な緩和をすることで電子帳簿保存の裾野を拡大していき、ペーパーレス化を図りつつ、さらに「その他の電子帳簿」とされた訂正履歴等を備えていない帳簿データについては、インセンティブの増加を図ることで信頼性の高い電子帳簿の普及を促進していく、といった考え方です。

17ページ、18ページは電子帳簿等保存制度の見直しの詳細です。参考資料としてお付けしたので説明については省略させていただきます。

それでは、最後のパート、記帳水準の向上に向けた今後の議論の素材を改めて提供させていただきます。

20ページは、先ほど岡村座長からも御紹介いただきました、令和3年度与党税制改正大綱におきまして検討事項とされた記帳水準の向上等と信頼性の高い電子帳簿のさらなる普及といった話でございます。

まず記帳水準の向上等ですが、先ほど御説明した中小・小規模事業者への給付金の支給の際に記帳がされていないことで困ったといった、日々の適正な記帳の重要性が改めて浮き彫りになったといった話が書かれております。

また、記帳水準の向上は、適正な税務申告の確保のみならず、経営状態を可視化して経営の対応力を向上させる上でも重要であり、こういった問題意識に立脚して、正規の簿記の普及を含め、個人事業者の記帳水準の向上等に向けた検討を行っていく。

それから、帳簿等の税務関係書類の電子化を推進しながら、申告納税制度の下における適正・公平な課税の実現だけでなく、経営状態の可視化による経営力の強化や、バックオフィスの生産性の向上のためにも重要であることに鑑み、正規の簿記の原則に従った帳簿の普及や事後検証可能性の確立の観点から、納税者の事務負担やコストにも配慮しながら記帳水準の向上や電子帳簿の信頼性の確保、それから、記帳義務の適正な履行を担保するための様々な諸制度のあり方やその工程について早期に検討を行い、結論を得るといったことです。

21ページ以降は現行の記帳制度、御案内の点もありますところ、ごく簡単に御紹介します。

まず21ページは個人事業者の記帳制度の概要です。青色申告と白色申告とある中で、青色申告には、いわゆる正規の簿記と、簡易な簿記、現金主義の3層構造になっています。適用要件につきましては、現金主義につきましては、所得金額の制限がある一方で、正規の簿記な簡易の簿記についてはそういった制限はないという状況です。

一方で、Ⅱの(2)にございますように、貸借対照表の作成が求められているのは正規の簿記だけで、それ以外は損益計算書のみといった状況です。

税制上の特典ですが、青色申告特別控除について差があるほか、純損失の繰越控除等の扱いについて差があるところです。

22ページは実際にそれぞれの青色申告、白色申告の者が保存しなければならない書類のリストでございます。平成23年度税制改正により、白色申告の方についても記帳及び帳簿・書類の保存が義務化されましたが、他方で不履行に対して特段のペナルティーはない状況です。

それから、23ページは、法人の帳簿・書類保存制度の概要です。青色申告する法人は資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引につき複式簿記の原則に従って記録しなければならないことになっています。

また、青色申告では仕訳帳、総勘定元帳、その他必要な帳簿を備えることになっている一方、白色申告では現金出納帳、その他必要な帳簿とだけになっており、仕訳帳や総勘定元帳の作成は義務づけられていない。

また、棚卸表、貸借対照表及び損益計算書が求められている点では青色申告と白色申告は同じですが、白色申告の場合については少額な取引については科目ごとに日々の合計金額を一括記載するといった方法が認められています。

証憑類の保存では、青色申告と白色申告では違いがありません。

続きまして、24ページです。こちらについては適正な申告義務の履行を担保するものとして、過少申告加算税、無申告加算税等々がございます。その一方で、特段無記帳といったものについてのペナルティーがあるわけではないといった状況です。

続きまして、25ページです。青色申告に対する各税目における主な恩典です。所得税では、青色申告特別控除、それから、青色事業専従者給与の必要経費算入など、青色申

告の方は相当の範囲内で必要と認められる額の必要経費算入が認められる一方で、白色申告の場合は一定額に制限されています。それから、家事関連費の必要経費算入についても扱いが異なっています。その他、純損失の繰越し等についても白色申告については一定の制約がある状況です。

それから、法人税ですが、欠損金の繰越しについては過去10年以内に発生した青色欠損金について、翌期への繰越しが認められているところでございます。

また、26ページでは推計課税の可否について、青色申告に対しては記帳されていることを前提に、推計して課税することはできない。一方で、白色申告については推計をして、それと所得が異なるということであれば納税者側が反証するといった形になっています。その他、様々な租税特別措置が青色申告を要件としているといった状況にあります。

27ページは現行の記帳の規定について、会社法と、法人税法、所得税法、それぞれを並べています。会社法は「適時に正確な会計帳簿を作成しなければならない」と規定しています。一方、法人税法、所得税法では「一切の取引」につき、法人税法では「複式簿記の原則に従い」、所得税法では「正規の簿記の原則に従い」と規定しており、それぞれ規定の仕方が異なっています。

所得税の正規の簿記の考えですが、複式簿記は当然正規の簿記に該当するほか、簡易な簿記であっても貸借対照表、損益計算書を作成できる程度のものであれば正規の簿記に該当するものと解釈しているところです。

以上が記帳をめぐる制度の概要でございました。

続きまして、28ページ以降は記帳についての実態でありまして、2020年は個人事業者の方々の記帳実態についての議論が中心でございましたが、今回は大企業も含めたところでの法人、個人、それぞれについて現状認識を整理しています。

まず法人ですが、基本的に大企業も中小企業も複式簿記で記帳しており、また、その記帳についてもほとんどの法人が電子化されている点では同じですが、中小企業ではインストール型会計ソフトなど市販製品の利用が多い一方、中堅企業や大企業となるとカスタマイズした会計ソフト、あるいは自社システムを利用している状況にあります。

また、電子帳簿保存法の承認を得ている企業は大企業になると比較的多いですが、まだまだ中小企業となると電子帳簿保存法の存在の不知といったところで必ずしも高くない状況です。

個人事業者については先ほど御紹介したとおりですので説明は省略します。

また、29ページは、個人事業者数、資本階級別の法人数の最近の推移です。個人事業者数は年々減少傾向の一方、法人数は増加傾向にある。

30ページは、青色申告率及び電子帳簿等保存制度の利用率の推移ですが、個人事業者の青色申告利用率は6割程度で、法人の青色申告については99パーセントという状

況です。その一方、電子帳簿等保存制度の利用率というのは足元で数パーセントに留まっている状況です。

31ページでは、フリーランス人口の増加傾向について御紹介します。2020年時点で計462万人いるという統計があり、年々増加傾向にあります。また、副業の方が多いのも特徴で、462万人の内、半分以上は副業の方です。副業というのは家事・通学等が主の方で、主な本業となる仕事をお持ちの方、そういった方というのは副業部分についての記帳とか経理に割ける時間的な制約も限られているのではないかと推察するところ です。

こうしたフリーランスの方々が、2005年から2015年にかけて、10パーセント増加しているといった統計もあります。

続きまして、32ページです。適正な記帳を行うことの目的あるいは意義、その効果について再度整理しました。確かに所得税法、法人税法上には記帳義務の規定がありますが、やはり記帳をすることの目的あるいはその意義は、何よりもまず事業者自身における経営上の意義が大きいのではないかと。具体的には正確な記帳、自身の経営状況をリアルタイムで把握して、それに基づく経営判断が可能となるといったところが非常に重要です。

それから、金融機関も含めたところでの取引先との信頼関係を構築する上でも非常に重要な意義を持っているといったことは先ほど御紹介したところ です。

一方で、税務執行を含む行政手続をする上での意義も大事で、正しい所得金額を円滑に計算し、申告や各種の受給申請を行うことが可能になりますし、また、複式簿記による記帳で誤りの防止といったものも可能になります。

また、正確な記録や事後検証可能性が確保されていることで、税務調査等をはじめとした様々な場面へ対応するときの事業者側の事務負担あるいは時間の省力化、それから、当局側の執行コストが共に最小化される面があります。その一方、記帳や必要な証憑がないとなかなか仮装隠ぺいといった不正の事実の立証といったものも税務当局側としては立証が困難といったところもあるので、重加算税の賦課や、ほ脱犯の刑事責任の追及が困難な場合も存在するところ です。

以上のような実態、それから、記帳の目的・意義に照らしたところで、33ページでは、電帳法改正後の記帳水準向上に向けた課題について整理しました。

訂正履歴等が保存され高い信頼性を持った優良な電子帳簿には、過少申告加算税の軽減等がありますが、その一方で、法人税の青色申告の恩典に優良な電子帳簿と複式簿記による記帳との間に差がない。

また、法人はほぼ100パーセント、個人事業者は3割が複式簿記により記帳しています。

それから、個人事業者において簡易簿記、現金主義は未だに3割程度存在しているところ です。

最後に、記帳不備、無記帳あるいは無申告といった状況で、言わずもがな、ここから優良な電子帳簿の方向にいかにつ導していくか、促していくかといったことが重要なのですが、課題認識を申しますと、まず記帳不備あるいは証憑保存がないところでは、執行コストが多めで、ペナルティー適用上の立証も困難、あるいはその記帳義務不履行に対す不利益がない中で記帳の動機に乏しい場合も存在するのではないかと考えています。

簡易簿記・現金主義では、貸借科目の記帳がないわけですから、所得計算上の誤りが発生しやすい。青色申告の恩典も一部ある中で、一旦簡易な記帳に慣れるとなかなか複式簿記での記帳に移行する動機に乏しい場合も存在するのではないかと考えています。

複式簿記による帳簿は、税の場面だけでなく、複式簿記での記帳の利用機会の拡大を一層図っていく必要があるだろう。また、民間機関による記帳指導の充実といったものも必要になってくるのではないかと考えています。会計ソフト等の利用で、低コストで手間をかけずに複式簿記での記帳は可能ですが、特に零細事業者には、なおコスト負担に見合うメリットがなかなか認識されづらい状況にあるのではないかと考えています。

最後、優良な電子帳簿の普及が重要になっていきますが、そのための意識の向上や利用機会の拡大を図っていく必要がある一方で、それに移行していく上で、様々なコスト負担といったものについて課題になってくるのではないかと考えています。議論の素材として御用意したところです。

事務局から説明は以上です。

○岡村座長

続きまして、資料「実5-2」の「個人事業者における記帳指導の実態と今後の課題」について、全国青色申告会総連合、伊藤税制政策委員長、よろしくお願ひいたします。

○伊藤全国青色申告会総連合税制政策委員長

全国青色申告会総連合税制政策委員長の伊藤でございます。本日は、常務理事の綿貫と2名でお伺いをさせていただきました。よろしくお願ひいたします。また、本日は専門家会合での発言の機会をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本日は記帳水準の向上について、民間における記帳指導の実態と今後の課題についてということで四つほどテーマをいただいておりますので、資料に沿って順番に説明をさせていただきます。

最初に、青色申告会の概要について、それから、個人事業者や青色申告者の現状といった話から説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。青色申告会は、昭和24年8月の日本税制報告書、いわゆるシャープ勧告を受けて、昭和25年1月に施行された青色申告制度と時を同じくして全国各地で結成されました。申告納税制度の確立と適正な申告と納税を掲げ、それぞれの青色申告会が独自の会則を持ち、会費を基本財源としています。そして会員から互選された役員が運営に携わっています。結成以来、個人事業者の適正な記帳・決

算・申告・納税の指導・相談、研修会等を行っています。

また、青色申告会には、独自に職員を雇用して事務所を開設している「独立会」、そして、商工会議所や商工会などの団体に事務委託をしている「併設会」があります。併設会では商工会議所や商工会の経営指導員が会の事務運営や会員指導を行っています。

会員の記帳状況に関するアンケート調査の結果があります。一般的に青色申告者の記帳の状況は複式簿記と簡易簿記の割合が半々ではないかと言われていたのですが、青色申告会の調査では、会計ソフト、手書き複式簿記、両方が正規の簿記になろうかと思いますが、こういった方々の割合が約3分の2あります。簡易簿記の割合が3分の1です。

先ほど私、一般の青色申告者の記帳状況は複式簿記と簡易簿記で半々であると申し上げたのですが、それは税理士関与も含んでおり、それを加味すると青色申告会の会員のうち3分の2が正規の簿記で記帳しているというのは比較的良い数字ではないかと認識しています

2ページを御覧ください。次に、「我が国の個人事業者の現状」です。実店舗等を持つ個人事業者は減少の傾向にあります。さらに、個人事業者は高齢化も進んでおります。実店舗等を持つ個人企業で事業主の年齢が70歳以上の割合は令和2年で42.8パーセントとかなり高い割合です。

次に、3ページを御覧ください。先ほど実店舗等を持つ個人事業者の数は減少していると申しましたが、実店舗を持たない個人事業者の数が増えているため、申告所得税の申告人員数は、あまり減少しておりません。また、伝統的自営業者は減少しており、フリーランス等の雇用的自営業者の数は増加しております。データによりますと、1985年と比較して伝統的自営業者は約20パーセントぐらい減少しているのですが、反対に雇用的自営業者は約17パーセントぐらい増加しています。

4ページを御覧ください。確定申告期のe-Tax利用件数の推移です。順調に増加しているように見えます。平成29年と比較すると令和2年は28.3パーセント増えています。ただし、令和元年のときに53万5,069件マイナスになっているのですが、これは新型コロナウイルス問題により申告期限が4月15日まで延長されたので、その分が令和2年度に入り込んでいるためマイナスになっているとのことです。

一応順調に推移していますが、国税の確定申告相談会場からe-Taxで送信されているものも含まれておりますので、少し注意が必要と思っています。最近、新型コロナウイルス問題でよく言われますが、高齢者はワクチン接種のネット予約が得意でない方が多いということを考えると、これは自力でやっている人の数ではないということに注意をする必要があると思います。

5ページを御覧ください。記帳指導の実施体制やその拡充に向けた課題についてです。

これまで青色申告会では、記帳指導として様々な対策を講じてまいりました。例え

ば平成4年度税制改正で創設された青色申告特別控除制度に対応し、平成5年度から「複式簿記普及推進5か年計画」を実施。テキストとしては「青色申告者のためのやさしい複式簿記」や補助教材を作成して全国各地で一生懸命複式簿記の推進に努めてきました。また、講習会ビデオ「やさしい複式簿記講座」等も作成しました。

さらに、平成7年には、ワープロ用の会計ソフト「ブルーリターン」を開発し、平成12年までの5年間で15,000人以上の方々に普及しました。

さらに、平成13年にはパソコン用会計ソフト「ブルーリターンA」を開発。これは記帳、所得税・消費税の申告書作成だけでなく、e-Taxにまで対応したものです。本年の6月までに133,000人以上の方々に御利用いただいています。

さらには、平成18年から全国で実施されている国税局が外部委託する記帳指導を全国各地で受託し、集合形式や個別指導形式による複式簿記やパソコン会計の講座を担当してまいりました。

また、6ページですが、現在でも日常業務として複式簿記やパソコン会計の研修会、青色教室とか青色学校と言われますが、こういったものも開催しています。また、日々の記帳の個別指導も行っております。決算、確定申告の指導・相談の前に記帳確認会の開催もしています。

全国の青色申告会の中には、効果的な記帳指導により、それが功を奏して会員の8～9割の方々が複式簿記、正規の簿記で記帳をしている会も多々見受けられるようになりました。記載されている岐阜北青色申告会や福岡中央青色申告会がそうでございます。

7ページを御覧ください。次に、税務署・行政機関等の紹介体制としましては、税務署が主催する新規青色申請者向けの説明会のお手伝いや決算説明会等のお手伝いもしています。また、確定申告期に確定申告指導会場において開設される、青色コーナーとか青色記帳説明コーナーと言うもののお手伝いや、さらには国税局が外部委託する記帳指導、消費税指導、パソコン指導等もしています。こういったものが紹介体制の中の一部です。

このような説明会等を利用して、青色申告会では、白色申告から青色申告、そして、青色申告をやるならどちらかといえば特典も多い複式簿記で記帳したほうが良いという流れをつくるお手伝いをしていますが、実態は都市部ではうまくいっているのですが、地方ではなかなか良い結果を残せていないというのが実情ではないかと思えます。個人事業者の4割は白色申告者です。そうした方々は未記帳や記帳水準の低い方々もたくさんいるということをおこななければいけないと思っています。

次に、記帳指導の拡充に向けた課題です。8ページを御覧ください。

課題としてまず挙げなければいけないのは、記帳実態の把握ができていないということです。白色申告者の記帳は、複式簿記と簡易帳簿、あるいはパソコン会計か手書き記帳か等の実態の把握が全くできていません。対応策としては、決算書や申告書に記

帳方法を記載する欄を設けて実態を明確化するのはいかがでしょうか。また、確定申告会場を訪れる個人事業者に帳簿の持参を求めるようにすれば無記帳者に対する牽制ができるものと思われまので、ぜひお考えをいただきたいと思います。

次に、情報リテラシー向上への取組みやデジタル格差の解消です。そのためには、高齢の個人事業者を対象にパソコン研修や会計ソフト研修も必要であると考えます。

さらには記帳指導機関に所属していない個人事業者に対するアプローチも課題の一つです。フリーランスの方々が非常に増えていますが、私ども青色申告会はこうした事業者の方々との接点を持つ機会があまり多くありません。しかし考えてみると、そういう規模の方々だから一番受け皿としてふさわしいのは青色申告会ではないかと思われまから、これからは事務方ともいろいろ協議し、会を挙げてそういう方々の記帳の受け皿になれるようなPR、実際に御指導させていただく機会も増やしていくように自ら努めていきたいと考えています。

また、行政との一層の連携、協調も課題であると考えています。様々な機会を通じて白色申告の無記帳は絶対に許さない、認めないのだというより強い国税当局の意思や方針を強く伝えていただくこと、あるいは白色申告や青色申告制度のあり方を考えることも課題ではないかと思われま。

9 ページを御覧ください。個人事業者に複式簿記を導入する際のハードルについてです。

一つ目は簡易帳簿から複式簿記への移行は非常に困難です。特に高齢者はその傾向が強いと思われま。高齢者の方は新しいことに取り組むということが一般的に苦手ではないでしょうか。

二つ目はICTの活用が困難であるということです。高齢者はパソコンをうまく利用できません。パソコンを所持していない方も多いいと思われま。さらに、10万円の青色申告特別控除を選択している事業者が複式簿記を必要としていないこともハードルの一つです。そのため、事業所得者だけではなく不動産所得者にも10万円、規模によっては55万円・65万円の青色申告特別控除の対象者であるということをもう一度認識し直してもらふ必要があるのではないのでしょうか。例えば事業所得者や事業的規模の不動産所得者は正規の簿記により記帳し、e-Taxで送信をすれば、65万円の青色申告特別控除の適用を受けられますし、努力の甲斐もあいい。しかし、5棟10室以下で不動産貸付業を営む事業的規模でない不動産所得者は幾ら正規の簿記で記帳しても、e-Taxで送信しても、10万円の青色申告特別控除の適用しか受けられません。これでは正規の簿記に取り組む気持ちも起こりません。

事実、不動産所得のある白色申告者や10万円の青色申告特別控除適用者の多くは、「取引の全てが通帳に載っているから通帳が帳簿だ」と主張します。でも、これは無記帳です。こうしたことに対して早急に対策を講ずる必要があると思われま。不動産所得の帳面は非常に簡単で量的にも多くあいい。正規の簿記への移行は簡単です。

そのためにはそのままになっている10万円の控除額を例えば20万円ぐらいに上げるとか、そういったことを考慮すればこういう方々に対する対応策として非常に有効ではないかと考えています。

10ページを御覧ください。さらに、平成26年1月から白色申告者の記帳義務が拡大されましたが、あまり効果が上がっていないこともハードルの一つではないでしょうか。白色申告者の記帳は義務化されていますが、罰則がありません。罰則があれば記帳するでしょう。記帳するなら青色申告がより良いに決まっています。青色申告なら65万円や55万円控除のために複式簿記が効果的ではないかという流れをつくっていくことが有効だし、可能になってくるのではないかと思います。白色申告者の方々の中には実態として売上げと仕入れと経費の整理表と集計表ぐらいしか作成していない方がいます。何とかしなければいけないと考えています。

11ページを御覧ください。個人事業者に複式簿記を導入する際の要望としていろいろ記載していますが、複式簿記の記帳を原則とする青色申告制度の利点を増やすというのも一つです。農業者を対象とした収入保険制度は青色申告が加入要件の一つとされていますが、最近では個人版事業承継税制は青色申告が適用要件になっています。そのため、省庁ごとに青色申告を行う特典を作っただけであれば非常に私どもはうれしいなと考えています。

また、署と記帳指導機関が共催する各種研修会を積極的に開催することや、受託記帳指導の規模を拡大することもお考えいただければと考えています。

12ページを御覧ください。優良な電子帳簿の普及についての考え方についてです。

優良な会計ソフトを活用した記帳の普及拡大として、当会の会計ソフト「ブルーリターン」もJIIMAの認証製品ですが、この普及拡大に支援をいただきたいと考えています。

また、高齢事業者向けのデジタル機器の研修会や会計ソフト研修会の実施等はいかがでしょう。高齢者のデジタル格差解消には、行政の支援が極めて大切だと考えています。先ほどもワクチン接種の問題を申し上げましたが、今の若い方は高齢者になってもパソコンの使い方とかそういうことについては大丈夫です。今の高齢者が問題なのです。そのため、今の高齢者に対して対策を講ずる必要があると考えています。

13ページを御覧ください。無記帳等に対する問題意識についてです。個人事業主の無記帳を牽制するため、記帳方法や記帳担当者が誰であるかを明らかにする必要があります。例えば決算書または申告書に記帳方法を報告する欄を設けて、記帳意識を高めるとともに、事業における記帳担当者の名前を記載させることが大切です。法人の申告書には既に記載欄がありますよね。あれを書くときちゃんとやらなければいけないのではないかという気持ちになるのですが、そうしたことを考えることも必要ではないでしょうか。

昔は確定申告のときに青色申告会が会員に対して行っていた研修会や指導会への出

席の実績表などを確定申告書と一緒に添付して真面目な納税者だという証にしていたのですが、e-Taxの普及が叫ばれるようになってから添付できなくなってしまいました。何か代替案を考えていただければ非常にありがたいと考えています。

さらに、無記帳であることが税務調査で判明した場合には、重点指導対象者として記帳が軌道に乗るまで呼出し指導を行うこと等の措置も有効ではないでしょうか。行政で難しいのであれば、民間に外部委託してきちんと行っていただければいいのではないかと考えています。

これらにより、記帳水準が向上して徴税コストや徴税労力の削減につながられればと考えます。

以上、取り留めもなくお話をさせていただきましたが、これで私の説明を終わりとさせていただきます。

なお、説明をしながら改めて感じたことは、納税環境整備として適正申告と記帳水準の向上を進めるためには、納税者に対する配慮といいますか、思いやりと同時に厳しさも必要ではないかなと改めて今、説明をしながら思いました。

以上でございます。御清聴ありがとうございました。

○岡村座長

どうもありがとうございました。

続きまして、資料「実5-3」の「フリーランスの記帳実態について」、フリーランス協会、平田代表理事、よろしくお願いたします。

○平田（一社）プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会代表理事

私からはフリーランスの記帳実態について御報告を申し上げます。

1 ページをご覧ください。少し協会の概要をお話しさせていただきたいと思います。フリーランス協会は「誰もが自律的なキャリアを築ける世の中へ」というビジョンを掲げて、フリーランス、そして、副業ワーカーの方々を支援している非営利団体になります。実態調査や政策提言、それから、様々な社会に対する情報発信や保険や福利厚生などのベネフィットプランの御提供もしています。

2 ページ、会員規模ですが、今、フォロワー総数が50,000人近く、そのうち、有料で保険や福利厚生を使っている方が7,500人強いらっしゃいます。この有料会員は今、月間300人ペースで毎月増えている状況で、国内最大規模のフリーランス人材ネットワークと御認識いただいています。

3 ページのベネフィットプランというのが有料会員になっている方の主な入会動機としてあるのですが、年間1万円の会費の中で賠償責任補償や所得補償制度など色々なものを提供しており、会計税務関連のサービスも色々と賛助企業様の御協力で優待を御提供しています。

続きまして、フリーランスの実態がよく分からないというお声も多いので解説させていただきます。5 ページで、フリーランスの定義を載せていますが、私たちは「特定

の企業や団体、組織に専従しない独立した形態で、自身の専門知識やスキルを提供して対価を得る人」と定義しています。端的に申し上げますと、雇用ではなく業務委託、もしくは自営でお仕事されている方です。大きく分けて独立系フリーランスと副業系フリーランスがありますが、独立系はどこの組織とも雇用関係を結んでいない個人事業主が多く、それ以外にも法人成りしている方もいらっしゃいます。また、開業届を出さずに白色申告の範囲内でお仕事されている方も増えてきているという状況で、その方々はすきまワーカーと呼びしています。

一方、副業系フリーランスの方々は日中、何らかの組織で雇用関係を結びつつ、就業時間外で業務委託契約などを結んでお仕事をされている方々です。この副業に関して、収入が雑所得レベルの方もいますし、しっかり事業としてやられている方も両方いるかと思えます。

6 ページを御覧ください。社会的背景ですが、今、複合的な要因でフリーランスへの注目が高まっており、独立・副業の敷居が低下していることや、労働人材不足の中で人材を複数の企業でシェアしていこうという考え方が広まっていることなど、様々な背景により多様な働き方が可能、かつ求められる時代になっていると言えます。

関連するキーワードを並べておりますが、例えば70歳までの就業機会確保ということで、2021年4月から70歳就業法が施行されました。今後、雇用援助に代わる選択肢として業務委託にするというオプションが認められるようになりましたので、65歳以上の、ずっと会社員としてやってこられた方も、ある日突然フリーランスになるということが現実的な選択肢になってきているのかと思えます。

7 ページ、こうした背景を踏まえて、国内の広義のフリーランス人口が副業も含めて462万人いると推計されておりますが、これはコロナ禍前の調査の数字になります。このコロナ禍で副業希望者は、マッチングサイト各社でも倍増以上で登録者数が増えていると伺っていますので、実際はもっと増えているのではないかと認識しています。

8 ページ、スマートフォン一つあればあらゆる職種で個人事業主になれる時代になりました。一昔前であればクリエイティブフリーランスのような主にメディア業界や広告業界、それから、IT業界などでフリーランスと言われる人たちが多かったのですが、最近はシェアリングエコノミーといったサービスを使ってC to Cでお仕事をされている、我々が便宜的に職人フリーランスと呼んでいる方々ですとか、あとは業務委託という形で企業からスペシャリストとしてお仕事を請け負っているビジネスフリーランスの方も非常に増えています。

9 ページ、私たちの協会でも、フリーランス白書という実態調査を毎年行っており、経理などの庶務・バックオフィス作業が煩雑だということを課題に挙げている方が昨年の調査で27.4パーセントいました。昨年はコロナ禍での調査でしたので収入が安定しないという課題を選んだ方が例年より非常に増えていたのですが、2019年の調査では、この経理などのバックオフィス作業が煩雑と答えていた方は36.3パーセントいまして、

やはりフリーランスとしてお仕事する中でここに課題を持っている方は多いと思います。フリーランスの皆様も、経営状況の把握や経営判断のために記帳が大事だということは分かっていると思うのですが、どうすればいいか分からないという声もたくさん届いています。

10ページ、消費税の転嫁の実態や請求業務に関する実態調査を行った際、B to B取引があり、自身で請求業務を行っている事業者のうち、クラウド請求システムを利用している方は3割というデータがありました。これはあくまで請求業務ですので確定申告をどう行っているかという調査ではないのですが、クラウド会計サービスの利用率にも参考になるかなと思ひまして、この資料を提示しています。

以上がコロナ禍前のフリーランスの実態でしたが、11ページ目以降、コロナ禍の影響と顕在化した課題についてお話いたします。

12ページ、フリーランス関連政策のこれまでということで、色々な契約トラブルの対策やリスク対策など、この5年間、様々な関係省庁でフリーランスの環境整備が進行していました。

13ページ目、昨年のコロナ禍で収入が減ったという方が私たちの調査でも55.0パーセントいらっしゃいました。

14ページ、かなり職種やワークスタイルによって減少割合は違うのですが、主にオフラインでお仕事されていた方を中心に非常に困難な状態に陥った方が多かったと認識しています。

15ページ、私たちフリーランス協会では、去年の3月9日の時点でコロナの打撃を受けた方のために緊急要請を行い、持続化給付金をはじめとする現金給付をはじめ、いろいろな支援策を求めまして、ほぼ満額回答をいただいていたのですが、その持続化給付金の制度設計やその後の周知というところも色々と御協力させていただいたのですが、その際に見えてきた課題というのがありました。

16ページ、まず一つ目が雑所得で計上していた方々の問題です。

持続化給付金の対象者は当初、事業所得で計上している人とされており、私たちフリーランス協会としてもそれで問題ないのではないかとお伝えしていたのですが、蓋を開けてみると、自分はフリーランスで開業届も出しているが、雑所得、もしくは給与所得で計上していたので給付金がもらえないという悲鳴がたくさん事務局に届きました。

よく聞いてみると、まず雑所得で計上していた人は、税理士にそう言われたとか、確定申告の時、税務署でそうアドバイスされたとか、これまで何年もそうしてきて問題ないと思っていたというような悪気がないという方が非常に多く見られました。

その背景には帳簿を付けていない実態もあったようです。それは決してサボっていたということではなく、どういうことかということ、フリーランスは自分自身が売り物ですので、物品の仕入れや外注などの経費支払いというのがなく、ギャランティーを

もらうという職種の方が多くて、その方たちは毎月の収支を計算することがないため、自然と口座の残高が増えていくという状態にあります。そのため、確定申告の目的以外で帳簿をつける必然性を感じにくい方々が結構いらっしゃるのではないかと思います。

また、そういった方々をはじめとして、情報やエビデンスに乏しい方が確定申告の直前になって税理士や税務署の窓口の方で相談されても、雑所得にせざるを得ないという声も税理士の方へのヒアリングで聞こえてきました。あとは雑所得であれば費目が不明瞭でも必要経費として申告できてしまうので、そこを狙っている方もいらっしゃるのかなというところで、フリーランスの当事者間でも雑所得計上している方が持続化給付金をもらえたことに対して批判や疑問の声というのは上がっていました。そのため、フリーランスの会計・税務リテラシー向上と併せて、事業者がきちんと帳簿付けをして、事業所得で申告していくことをスタンダードにするためのインセンティブ強化に検討の余地があるのではないかと感じました。

もう一つ、給与所得で計上していた方の課題、17ページですが、この方々は取引先から給与明細が発行されていたとおっしゃっていました。自分は開業届を出して業務委託契約を結んでいたのだけれども、取引先のリテラシー不足で源泉徴収票や給与明細が発行されていて、それで給与所得に計上してしまっただけで、そもそも契約書が存在していなかったため、自分自身も雇用か業務委託か分からないまま働いていた。また、非正規雇用で、従業員ではないので休業補償がもらえないと言われたために持続化給付金をもらいたいというような形で連絡をしてくる方もいらっしゃいました。そのため、事業者と、非正規・日雇いを含む労働者について、働き手自身と活用企業が違いを認識できておらず、正しい記帳につながっていないということがあったと思います。ここはグラデーションがあって、非正規雇用の方もいらっしゃると思いますし、しっかりと開業届を出して個人事業主のつもりでやっているけれども、たまたま給与明細が発行されてしまっていた方もいらっしゃると思うのですが、ここが働き手及び活用企業の双方で、事業者と労働者の違いや会計・税務上のルールについて理解を深めていく必要があるとの課題を認識しました。

もう一つ、2020年に支援策を色々講じる中で課題として見えてきたところなのですが、やはりフリーランスというのは非常に多様で一律的に支援することが難しいというのがありました。18ページに書いてあるのが職種・就労形態の多様性です。フリーランスと一括りに言っていますが、法人経営者、個人事業者、そして、開業届の提出義務がない方や未提出の方が混在し、かつその中で行き来があり、就労形態がライフステージに合わせて変わっていったりします。職種やビジネスモデルも様々ですし、収益の発生方法・支払い方法やタイミング、経費の有無なども多岐にわたっています。それから副業・兼業で収入源が複数あるというようなケースも珍しくないです。

19ページ、フリーランスと労働者の境目が曖昧になり、グラデーション化している

ので、御自身でも判断がつきにくくなっているとか、マッチングプラットフォームを活用している方が非常に多いわけですが、そうすると、特に自分で請求書を発行せずとも銀行口座に報酬が振り込まれていくので、そこで事業者として自覚を持ちにくかったりするのかなと思います。フードデリバリー配達員の方の中にも本当は個人事業主だけれども、労働者性を求める発言をしている方もいらっしゃいまして、御自身の中でも事業者という意識が薄かったりするのかなと思います。

20ページ、就労時間・年収の多様性ということで、ここも人によって仕事の平準化が難しかったりするので業務量や収入に常に変動があるのですが、実質休業状態の個人事業主というのも多数存在していますので、開業届、そして、廃業届が有名無実化している実態があります。そのため、開業届を提出している方を給付金の支給要件にするのは現実的ではありませんでした。

21ページ、就労時間によって年収の個人差が激しいということを書いています、本当にフリーランスと一口に言っても様々な方がいらっしゃる中で、全員に顧問税理士を雇ってしっかり記帳をしてくださいと言うのはなかなか難しいのかなと思っており、クラウド会計ソフトなどを使いながらも、まずはしっかりと記帳していただくところを目標にしていくことが大事と思っています。

22ページ、コロナ禍で顕在化した課題への対応策ということで幾つか書かせていただいています。

一つ目が今後の有事に備える意味でも、定期的に事業者の実態捕捉を行う仕組みの早急な構築ということで、マイナンバー活用による就労・所得実態の自動捕捉と情報一元管理が理想だと思っています。

二つ目がフリーランスの会計・税務リテラシー向上です。事業者と労働者の明示的区分の周知を含め、一般の起業家や中小企業とは異なるフリーランスの文脈に沿った記帳や申告の解説が求められると思っています。

三つ目、帳簿付けのインセンティブを強化していく必要があると思っています、ペナルティーも一部必要だと思いますが、どちらかという点と加点要素として、例えば青色申告をしている方であれば各種公的支援の対象になる、2020年でいえば持続化給付金を青色申告者に限定するとか、もしくは協会けんぽ加入を認めるとか、そういう特典をつけて広く認知させていくことが効果的ではないかと思っています。

四つ目がクラウド会計ソフト普及を含む、会計業務のデジタル化推進です。これについては、昨年持続化給付金の対象が拡大されたときに私が先ほど申し上げたような課題意識をブログに書いたところ、何人かの税理士から、クラウド会計ソフトの普及は記帳水準が下がってしまうので税理士に頼むべきだというようなクレームや、クラウド会計ソフトさえ使えばいいというのは間違っているというような御意見を頂戴しました。ただ、やはり繰り返しになりますが、税理士の関与があればもちろんベストなのですが、全ての人でそれが可能ということはありません。最終的には顧問税理士に

お願いすることも視野に入れつつ、ステップ・バイ・ステップで少しずつ、まずは帳簿付けの作業コストを減らして心理的ハードルを下げるというのが大事なのではないかと考えています。

お恥ずかしながら私の例を申し上げますと、私が個人事業主として開業した当時は、クラウド会計ソフトの無料バージョンとe-Taxのページの確定申告書類作成ソフトを使って自分一人で行っていました。少しずつ取引先が増えてきて仕訳も増えてくると大変になったので、今度はクラウド会計ソフトの有料バージョンで申告書類の完成まで済ませるようになりました。またさらに業績が拡大してくると1人でやるのは大変だとか分からないことが出てきたということで、2年前から顧問税理士と契約し、今は日々の記帳のサポートまでお願いしているのですが、恐らくこうして他の皆さんも段階的に記帳水準が上がっていくのではないかと思います。

五つ目がマッチングプラットフォームへの協力要請です。マッチングプラットフォームを経由してお仕事して、報酬が自動的に銀行口座に振り込まれる形だと、事業者としての意識が希薄になる可能性もありますので、例えばユーザー登録時に事業者であることの同意取得をすとか、記帳及び確定申告の指導をプラットフォーム側でもしていただくとか、あとは支払調書を電子、PDFでもかまいませんので、発行することを義務化すとか、そうしたことも一つの方策としてあり得ると思われました。

そして、記帳水準の向上に向けてどういう支援をしていけるのかというところですが、まず24ページは税務情報をどういったところで入手しているかというのを調査した結果になります。入手経路はインターネット記事からというのが7割でした。続いてSNSからの情報取得が4割弱で、主にデジタルで情報取得されている方が多いので、オンラインでの情報を充実させていくことが大事と思っています。

例えばということで、25ページに当協会でどういったサポートを行っているかを書いていきます。まず年末と2月の年2回に分けて確定申告のセミナーを行っています。これはクラウド会計サービスの各社様に御協力いただいて毎年行っているものです。それから、「帳簿つけよう会」というのがありますが、みんなでオンラインで帳簿を付けてみて何かあったらその場で税理士に質問できるという会もオンラインコミュニティ上で不定期開催されています。

あとは最初に申し上げたベネフィットプランの中で、記帳支援や税理士相談、請求書発行サービスなどの優待を御提供しています。参考でファクタリングサービスも載せていますが、最近、フリーランス向けのファクタリングサービスがすごく増えてきて、それにより記帳や申告が複雑になったりすると思うので、そういった方々のサポートとかアドバイスというのも大事になってくると思っています。

26ページ、オンラインメディアの中でコラムやイベントレポートといった形で様々な情報を提供しています。

27ページ、勉強会やセミナーで会員の方や税理士の声を聞く中で把握している課題

として、良くも悪くも独立・副業のハードルが下がったことで会計リテラシーの低下を招いているので、これまで以上に寄り添った支援が必要だと感じています。まず事業者の自覚というところで申し上げますと、プライベートと事業の財布、口座が分かれていないとか、スキルシェアをバイト感覚でやっていて請求書の発行や経費精算をやっていないので労働者と混同しているとか、または都市伝説的に開業届を出さなければ確定申告をしなくていいと本当に信じている方もいらっしゃいます。

次に税理士との関係というところでは、やはり零細企業もいますので、税理士との顧問契約は費用的ハードルが高いとか、創業支援センターなどの税務相談会に行ってもそもそもの会計用語が全く理解できないので会話が進まないということも、税理士の声として聞いたりしています。それからオンラインで個別相談、サポートできる税理士が非常に重宝されていると感じています。私の頼んでいる顧問税理士も常にチャットワークでやり取りをしているのですが、何か疑問があったときにチャットで質問すると、特に即レスポンスは求めているので、2～3日以内に返事をくださって、時にはクラウド会計サービスの画面共有をしながら支援していただいております。そういった形の個別サポートが大変有難いという実感があります。

次にクラウド会計サービスの留意点というところで、心理的ハードルを下げる第一歩としてクラウド会計サービスはとても良いと思うのですが、やはり使う人がどういう状態が正解なのかの着眼点を持っていないと、仕訳ミス、消込みミス、重複ミスなどが残っていても気づけないという問題があります。事業用クレジットカードの引き落とし口座が私用の銀行口座になっているなどの理由で預金残高が合っていないというようなことも結構散見されると税理士から聞いています。現金会計だとそもそも利用メリットがないので、まずはオンラインバンキング化、キャッシュレス化を進める必要がある事業者の方もいらっしゃるということでした。

次に学ぶタイミングのところで、年1回の申告なのでなかなか知識として身につくづらいとか、確定申告に関わるベンダーの皆さんは確定申告時期に大量の広告を投下してマーケティングされているのですが、本来は来年に向けてしっかりやっという形で申告の終わる3～5月にマーケティングしたほうが良いのではないかと思います。これは政府からの広報のタイミングでも同じことが言えると思いました。

こういった課題認識に基づいて、記帳水準向上のためにどのような公的支援ができるのかというアイデアを28ページに記載しました。一つ目が、開業届を提出する際にデビューキットのようなものを配布できないかと思っています。妊娠の届出をすると母子手帳と一緒にキットがもらえて、その中にいろいろな情報とか必要な手続についての説明が入っていると思うのですが、それに近いイメージで、開業届を出す瞬間に確定申告のハンドブックやクラウド会計サービス各社の一覧表、小規模企業共済や国民年金基金といった案内を同封して渡すことで、そこでまず申告の必要性とか、その

ための方法をしっかり認識していただけるということはあると思います。

もう一つがフリーランス向けオンライン個別相談窓口です。これはフリーランス・トラブル110番が参考になると思うのですが、2020年11月に厚労省をはじめとして内閣官房、公取、中企庁の連携の上で、弁護士の無料相談窓口を開設していただきました。主に電話、メールでの相談受付で1日20件強の相談が来ると伺っていますが、これの税理士版というのをチャットで開設できないかと思っています。確定申告の時期だけではなく、記帳というのは日々行うべきものですから、年間を通じて無料で相談に乗っていただける。全て申告をお任せするというよりかは、自分でクラウド会計ソフトを使っている中で少し疑問に思ったことや判断に迷ったことをチャットで気軽に聞ける、というようなものを想定しています。もし細かく複雑な相談をしたい場合は、事前予約に基づいて、ZoomやTeams等のビデオ会議ツールを使って実際のクラウド会計ソフトの画面を共有しながらサポートいただけるとなお良いのかなと思っています。

三つ目は、フリーランス向けYouTubeチャンネルと書いています。今も既に確定申告の解説教材は様々なところで御用意いただいていると思うのですが、いわゆる個人商店やサービス業など中小企業への説明と、フリーランスの商取引を前提にした説明は少し異なると思うところが結構ありまして、フリーランスの文脈の中でどのように記帳すればいいのかや、どのように確定申告すればいいのか、フリーランスならではの商取引の実態を踏まえた解説動画を別途御用意いただくと、皆さんの理解がグッと深まるのではないかと思います。参考として、フリーランス向けに人気のユーチューバーの方のお名前も載せております。

あとフリーランス向けSNSアカウント開設ということで、YouTubeは自分で検索して見に行く形ですので、プッシュ型で情報を届けられるSNSアカウントを開設して、ここでもフリーランスの文脈に沿った情報発信や、確定申告時期のカウントダウンみたいなものを行っていくのはどうかと思っています。

私からは以上になります。御清聴ありがとうございました。

○岡村座長

平田代表理事、どうもありがとうございました。

それでは、これから質疑応答に移りたいと思います。御質問等がある場合には、会場にいらっしゃる方も、ウェブで参加されている方も挙手ボタンを押してください。私から指名をさせていただきますので、指名された方はミュートボタンを解除して御発言ください。

それでは、私から発言いたしますが、今回の方向性としては、資料「実5-1」の33ページで優良な電子帳簿に最終的に向かっていくということが言われています。本日は、全国青色申告会総連合様、それから、フリーランス協会様から様々な御示唆をいただきましたが、そういう点を含めてもう少し地に足のついた議論をしていくことが必要と思っています。

証憑書類を受け取って保存することと同時にそれを発行するといったこともありまして、この点で考えていくと、消費税の適格請求書等保存方式の導入がありますが、こうしたことも生かしながら今後の優良な電子帳簿といった方向にも向かっていくことが大事と思っています。

ちなみに、フリーランスの方々というのは、大体は免税事業者ということになるのでしょうか。

○平田（一社）プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会代表理事
はい。多くが免税事業者と認識しております。

○岡村座長

ありがとうございます。

梶川特別委員、お願いします。

○梶川特別委員

今回、記帳水準の向上ということに全く異論はないのですが、資料「実5-1」33ページにお書きになられている記帳水準向上に向けての課題ですが、これはそれぞれのステージで対象となられる事業者ないしは法人がどういう状況かということのを少し整理して議論を進めたほうが分かりやすいという気が非常にします。

今、全体として帳簿を整理するというところに目的論があり、資料「実5-1」32ページにもお書きになられている適正な記帳を行うことの理由も、それぞれの法人ないしは個人事業者の事業規模や、そのステージ、現況によって濃淡がおありになるという気がすごくするものですから、そういう意味では、税務執行等の税務行政上の意義の点から、やはり何とかしてもらいたいという部分があり、逆に言えば、御本人の経営管理に資するというのもおありになると思います。

例えば個人事業者の場合、事業収入が1,000万円以下ぐらいで、かつ年齢も60歳以上の方というのに対して、どういう方策で一定の優良帳簿までいくかという一方、一定の中堅企業はもう既に、かなり複式簿記とかのレベルまではきちっとされていて、中堅企業の電子帳簿化でよりバックオフィスの生産性を上げるとかという、そのステージごとに相当違いがあると思いました。

やはり一概に電子帳簿と言っても高齢の60歳代、70歳代の事業者の方にデジタルリテラシーを上げていただきながらということはもちろん社会全体の枠組みで必要だと思うのですが、今、ここではむしろマイナンバーの利用などで収入はある程度捕捉できるとか、より利便的、簡便的な手続について、ある程度概算でもマイナンバー利用で入金記録をトレースすることを自ら望まれるのだったら、その方が手間がかからなくて今の目的論からすると合うのではないかみたいな方も随分おられるのではないかという気がして、それも高齢者の方と若いフリーランスの方というのもまた少し違われると思うのですが、一番は電子取引から帳簿が一定程度デジタルで飛んできて作ってくれれば、多分悪意のない方はその方が良いと思いました。

ただ、一つ難しいのは、事業経費について家事関連費用と分けなければいけないというようなことはどうしても残ってしまうのですが、先ほど良くないことかなとは思ったのですが、通帳が帳簿になる、通帳が電子記録になってそのまま帳簿になってくれるというのはものぐさな方からすればというか、ある程度年齢を取られた方であれば逆にちょっと喜ぶのではないかという気がするぐらいだったので、それぞれの事業体のステージごとに、今回のテーマを少しディスカッションしていくというのは十分あり得るのではないかという気がいたしました。

○岡村座長

それでは、佐藤教授、お願いします。

○佐藤慶應義塾大学大学院法務研究科教授

私は伊藤税制政策委員長と事務局に伺いたいことがあります。

資料「実5-2」の7ページで、行政と個人事業者とのこれまでの接点のことをお話くださったときに、言わば欄外のような感じで地方ではうまくいかないこともあるのだというような言及があったと思うのですが、やはりこういうことというのはそんなに地域差があるのか。地域差があるとしたら、それはなぜなのだろうかということについて教えていただければと思っています。

○岡村座長

伊藤税制政策委員長、お願いします。

○伊藤全国青色申告会総連合税制政策委員長

都市部では青色申告会の独立会が多く、青色申告会の役員・事務方が会員を直接指導しています。地方では併設会が多く、実質的には商工会や商工会議所が指導しているところが多いようです。そういうところでは青色申告会が指導しているのか、商工会や商工会議所が指導しているのか、指導を受ける会員は判然としていないというか、よく分かっていないように思われます。

独立した青色申告会は税金や記帳を切り口にして会員の事業的な問題についても相談に乗るのですが、併設会の青色申告会ではどちらかという切り口が事業支援、経営支援が中心です。ですから有効な記帳指導をどのように調整し進めていくのかということが難しいのではないのでしょうか。

○佐藤慶應義塾大学大学院法務研究科教授

地域と都市というよりも担い手や組織の問題に起因することが大きいということはいくぶん分かりました。ありがとうございます。

続きまして、今日の伊藤税制政策委員長のお話の中にも不動産所得を得ている者についての言及がありましたし、それから、平田代表理事のお話の観点では雑所得として扱われる、ないしは雑所得を得ているフリーランスの方のお話がありました。他方、個人事業者の事業所得をがっちりつかむというスタンスでこれまで議論がなされてきたように思いますが、その考え方としては、まず一番コアの個人事業者をつかまえて、

そこから広げていくというような工程をお考えなのか、それとも、その周りにある不動産所得や雑所得、特にフリーランスとの関係で雑所得というものも含めて記帳を考えていこうとされているのか、その辺り、お考えがあれば教えてください。

○岡村座長

中島企画官からお願いします。

○中島主税局税制第一課企画官

確かに個人事業者ということでこれまで議論を申し上げてきたときには、事業所得者というのが議論の中心にあるのだと、そこは間違いなかったところなのですが、一方、全国青色申告会総連合様から不動産所得者についての御指摘、あるいはフリーランス協会様から雑所得者についての御指摘を受けたことを踏まえて、同列で扱えるのかどうかというのは、そこはもう少し議論が必要でしょうし、さらに先ほど梶川特別委員からそれぞれの納税者の状況に応じた分類なりを踏まえたところで、よりリアルな形で議論していく必要性を御示唆いただいたと考えていますので、御指摘いただいている焦点を含めて今後検討していく出発点としてはこれまで事業者が中心だったわけですが、御指摘を踏まえたところで検討していこうと思います。

○岡村座長

ありがとうございました。

それでは、宮永特別委員、お願いします。

○宮永特別委員

まず本日、伊藤税制政策委員長と平田代表理事のお二人の御説明を聞きまして、大企業、経団連の立場としてだけではなく、いろいろ考えることができ、大変勉強になりました。我々もいろいろな個人事業主の方たちとも契約しておりますから、そういう実状を考えたときの参考にもなります。ありがとうございます。

それから、やはり電子申告がどんどん進んできていて、電子帳簿の保存関係も非常に経済界の要請に応じて、実態に応じた形でどんどん進めていただいて大変感謝しています。電子申告が広がっていくことは、大企業だけでなく、中小企業の皆様にも非常にメリットがあることですし、国にとってもメリットがあるところですから、更に進展していくのは非常にいいことですし、運用実態に合わせた形で記帳の正確さとか、より良いものにしていくということをどんどん進めていけばいいと思うのです。

一方で、社会的な公平性というか、色々なバランス感覚からすると、やはり本日ご指摘のあったようなフリーランスの方などが行っている記帳の問題は、記帳の精度を今、急に上げていくことによって、立場の違いによってどういう便益がもたらされるのかという観点をもう少し慎重に考えていくべきではないかと思いました。

この点については、やはりこれからのデジタルトランスフォーメーションの中で非常にAIが進んでいく、そのクラウドベース、さらにクラウドの中にも色々な形のAIが今後入ってくる、そういった技術の進化の中で、例えば通常はトランザクションの情

報が個人からうまく把握できてなくても、大まかな取引内容・支払い時期・支払い金額等に関する企業側のデータに基づき、AIにより、いろいろな捕捉の仕方というのができるようになっていき、さらに新しい時代では、そういう捕捉がもっと易しくなってくると思われます。そういう新しい技術が発展していくこととの折り合いの中で考えていったほうが、より現実に合った形の対処につながるでしょうし、課題を幾つかカテゴライズすれば、今からどんどん進めていくものがありますし、少し回りくどいのですが、例えば政府が、中期的にAIのプロトタイプを、何らかのインセンティブとして、こういうすごく便利なものがありますよという形でフリーランスの方とか高齢者の方をエンカレッジできるような形で持っていくとか、色々な方法があるのではないかと思います。個人的な意見も少し含んでおりますが、あまり杓子定規にやるよりも、そういう面を考えて短期、中期、長期の問題の中で、技術の進化と社会的公平性の二点から考えていけばいいという感じがいたしました。

○岡村座長

続きまして、田中特別委員お願いします。

○田中特別委員

伊藤税制政策委員長、平田代表理事、今日は丁寧な御講演、ありがとうございました。とても勉強になりましたし、よく整理されていると感じました。

商工会議所内で先ほどの説明の中で一番感じているのは、新型コロナウイルス関連の給付金や融資の申請に対して前年同月比の売上げ減少が分かるような帳簿が用意できていない企業が非常に多かったことで、帳簿の重要性を再認識するきっかけになったということです。

それから、資料「実5-1」30ページにあります、法人の青色申告率が9割以上、複式簿記等々整備できているのに対して、個人事業者が6割ぐらいで頭打ちになっています。法人そのものはある意味で質の高い会計ソフトが相次いで登場してくればそれに追いついて現実的に対応できるだろうと思うのですが、個人事業者はその道具の問題ではなくて本質的にいろいろな問題があるのだろうと思います。

今日、お二方から説明を受けたとおり、高齢者は対応できないとか、高齢者だけではなくて若い人たち、職人、芸術家等々、あまり税務に関する知識とか意識がないのですよね。こういう人たちをどのようにテーブルに着けるのかということもおっしゃるとおり課題だと思えます。

法人の場合、税務申告に対するセクションがあって担当者が決まっていますが、一人親方はそういうことはできなかつたり、芸術家もスポーツマンもとてもそういう神経を持っていなかったりということがあるので、この人たちをどうするのか。税理士が支援するのも一つでしょうし、できれば同じビジネスモデルについてパッケージをつくって、それに応えてあげるようなことがないと自分たちではできないのではないかと思います。それから記帳そのものも、時間も意識もないという現実的にやれてい

ないということがありますので、この辺の裾野をどう拾うのかということが課題だと思えます。

そうした今日の話の中で文脈に合わせた支援ということをもう少し細かくパッケージも含めて、今のパッケージというのはどちらかという大括りのパッケージなので、もう少し文脈に沿って使えるようにすることであったり、例えばプラットフォームを使って商売している人たちにはプラットフォームが少し支援するといったことを行っていくような、全体の仕組みの中で会計の部分を誰がどう受け取ってサポートするのかということも大事なことだと思えます。私が感じているのは、対象によって解決策がかなり多様だと思っているので、全体の話をつまみかきのフェーズに分けて取り組んでいくことが大事だろうと思えます。

○岡村座長

沼尾委員、お願いします。

○沼尾委員

伊藤税制政策委員長、平田代表理事、今日は貴重なお話、ありがとうございました。大変勉強させていただきました。

今回、記帳水準の向上というところがゴールにはなっているのですが、改めて一人一人のフリーランスの方あるいは事業者の方の記帳に対する意識というところ、あるいはモチベーションというところをどのように最初の導入として作っていくのか、あるいはそれを支援するための体制をどうそれぞれのタイプ別に対して用意していくのかというのは大変大事だということを改めて感じたところがあります。

先ほどの平田代表理事のお話の最後の公的支援のアイデアは、私も大変参考になりました。例えば開業届の提出時に個人事業者のデビューキットを配布してはどうかとか、単に記帳水準向上ということだけではなくて、そこから先、記帳水準を向上させることが自分自身のこれからのビジネスだとか、あるいは暮らしにつながる。つまりフリーランスの方は必ずしも利益を上げることが目的ではないので、正しく会計上のこと、自分のお金の周りが整理されることが自分の暮らしとか、あるいは社会保障とかにどうつながるのかということまでの道筋が見えるような何か支援なりパッケージというものを考えていくという、その戦略が大変興味深いと思ひ、そうした利益を上げるとか従来の利潤追求につながるとか経費削減につながるといったことだけではなく記帳水準の向上の意義というものを伝えるという、何かそういう方向性も大切だと思ひました。

その上で、伊藤税制政策委員長と平田代表理事に伺いたいのですが、まず初めに、伊藤税制政策委員長には、先ほど高齢者の方々がなかなかデジタル化などへの対応が厳しいということで、実際には青色申告会でその記帳の相談にも乗っておられるところだと思うのですが、そうはいつでもなかなかそこにも乗ってこられない方たちに対して、何かさらにもう一つ加わればとか、どういう仕掛けがあれば記帳につながるとか、

あるいは取り組んでみようとなるかというようなところの、公的支援ではなくても良いのですが、もう一つワンクッションあればつながるかというところで何かお考えがあったらお聞かせいただけないかというのが一つです。

あと平田代表理事にお伺いしたいのは、ある意味、こちらのフリーランス協会様というのが一つのフリーランスの方のプラットフォームとなっていて、記帳支援みたいなものを色々取り組んでらっしゃると思うのですが、むしろこういう記帳支援みたいなものをするということが一つのスモールビジネスになったりして、小金でお互い助け合いながら記帳というところにつなげていくような、そういう動きのようなものはないのかとか、そういうことを支援することでうまくつながりをつくっていける可能性というのはないのかというところを教えていただければと思います。

○岡村座長

それでは、伊藤税制政策委員長からお願いします。

○伊藤全国青色申告会総連合税制政策委員長

参考になるかどうか分かりませんが、青色申告会は比較的規模が大きい個人で税理士が指導されているところと違って、規模の小さい事業者の方々が会員の中心です。高齢化も進んでいます。お年寄りで事業規模の小さな方々に対して「真面目な記帳は大切だ」とか「適正な申告は必要だ」という、気持ちに訴えた指導をしていくということが大切だとは思いますが、それはあくまでも基本的な話であって、それが問題の解決になるわけではなくて、先ほど御質問があったときにも公的支援ではなくても良いのですがとおっしゃっていたのですが、やはりそういう高齢者の方々は、より良い性能のパソコンを使って適正な記帳に取り組んでいくということについて不得意なわけですから、それをやらせるということについてはやはり公的支援になってしましますが、制度としてこんなにメリットがあるのなら、私達も高齢者ではあるけれども、もう少し真面目に勉強しよう、取り組んでみようと思ってもらえるような、この部分が解決できないとなかなかその先に進んでいかないのではないかと思いますので、その辺につきましては委員の方々や御当局にも御配慮いただきたい。ここができれば本当に規模の小さい事業所得者や不動産所得者の記帳水準の向上やデジタル化は一気に向上するのではないかと考えております。

○岡村座長

それでは、平田代表理事、お願いします。

○平田（一社）プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会代表理事

記帳指導をどのようにスモールビジネスで回していくかというお話ですが、実はフリーランス協会も発足以来、まさに青色申告会様のように記帳指導してもらえないかという声は会員の方から何度もいただいたことがあります。ただ、これまでフリーランス協会の事務局はほぼボランティアで運営してきたため、なかなか事務局で記帳相談サービスを提供するというのが難しく、これまでは賛助企業のクラウド会計ソ

フトの会社や税理士事務所の御協力を仰ぎながら、そういった方々にとってはサービス周知の機会になる、宣伝の機会になるというwin-winの関係で、セミナーや相談対応をお願いしていた次第です。

ただ、やはり年間を通じてサポートの要望はありますので、税理士の先生たちにお支払いする原資が何らかの形で確保できるのであれば、そういったフリーランスの文脈に沿った支援をしていきたいという考えは持っております。

○岡村座長

それでは、神津特別委員、お願いします。

○神津（信）特別委員

今、資料の御説明や委員からのご発言を聞いていまして、税理士というワードがかなり出てくるのでお答えをしなければならぬと感じたところです。

まず、平田代表理事からフリーランスの方々の中には、税理士事務所に払う報酬の負担になかなか堪えられない方がいらっしゃるというお話がございました。税理士会では、確定申告期間になりますとそういう方向けの無料税務相談所を全国津々浦々で行っておりますので、そういうところを御利用していただければと思います。それを契機に地元の税理士とお付き合いが始まって非常に安価でやってもらえるようなお付き合いにつながることもあると思っています。我々、多額な報酬は取りませんので、ぜひ御安心して依頼をしていただきたいと思います。

それから、資料「実5-3」の10ページに自分自身で請求業務を行う事業者、は83.5パーセントいらっしゃるということです。こういう方は自分の売上げを把握しているわけですから、あとは経費を記帳すればいいわけで、そんなに難しいことではないと思います。

それから、いわゆるインボイス制度が消費税の申告等でマストになってくる時期が令和5年ともうすぐ身近に迫っているわけですが、今のままの白色申告程度の記帳水準では、適格請求書発行事業者としての申告に堪えられません。ぜひともこういう方向けにも安価なソフトを開発して、所得税のみならず消費税の申告業務にも耐えられるシステムの構築が求められていると思います。

それと、資料「実5-1」の5ページですが、これに事業収入別に個人事業者の申告状況が記載されております。その中で白色申告が一番多いのが1,000万円以下の事業者で、これは消費税における免税事業者に区分されるものですが、37.3パーセントと書いてあります。1,000万円を超えると急に2.5パーセントと白色申告の割合が減少しており、ほとんど青色申告等にシフトされているという状況がうかがい知れます。この事業収入の少ない方をいかに青色申告に持っていくのかということにかかっているのではないかと思います。

これは、平田代表理事の御主張になっているフリーランスの記帳に対する悩みにも通じていると思いますが、先ほど申しました税理士会の提供している無料税務相談等

も御利用になって、また税務署等でも、青色申告会様でも記帳に関する相談サービスをやっているのがあるので、そういったことをご活用いただければ、記帳することはそんなに難しいことではないと思います。

○岡村座長

どうもありがとうございました。

それでは、予定の時間も過ぎましたので、以上でディスカッションは終わりたいと思います。

本日は、全国青色申告会総連合伊藤税制政策委員長と、フリーランス協会平田代表理事から、民間における記帳指導やフリーランスにおける記帳の現状と課題について御紹介いただきました。

今後の検討を進める上で大変意義のある会議になったと存じます。御説明をいただいた方々に改めて御礼を申し上げます。

次回専門家会合は、本日の議論に引き続いて記帳の状況等に関する税務執行上の課題について議論させていただくことを予定しています。

本日の会合は以上です。大変お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございました。

[閉会]